

利用対象者向けQ & A

項目	質問	回答
キャンペーン	キャンペーンの目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響により県民の気持ちや本県経済は、大きく落ち込んでいます。この落ち込みを解消し、ウィズ・コロナ時代に対応した県民生活確立への足がかりとすることを目的としています。
	キャンペーン期間はいつからいつまででしょうか。	令和3年3月26日(金)から5月31日(月)までの宿泊分までとなります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況及びGo to トラベル事業の再開状況によっては、本事業を中止することがあります。
	前回のキャンペーンでは先着30万名限定でしたが、今回も上限はあるのでしょうか。	利用人数に関わらず、令和3年5月31日(月)宿泊分まで割引対象となります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況及びGo to トラベル事業の再開状況によっては、本事業を中止することがあります。 (対象プラン等については下記をご参照ください)
	予約方法はどうすればよいですか。	予約方法(電話予約・宿のHP予約・OTA予約・旅行会社予約等)は問いません。ただし、施設によっては本キャンペーンを利用できるプランを限定している場合がありますので、事前に施設に確認をお願いいたします。
	事業が停止されることはありますか。	次に掲げる事由に該当する場合は、本キャンペーンを中止することができるものとします。 ①新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、本キャンペーンを停止する必要があると群馬県が判断した場合 ②その他の事由により、群馬県が中止と判断した場合
	事業が停止となった場合、キャンセル料はかかりますか。	ご予約いただいた登録施設、旅行会社にご確認をお願いいたします。県ではキャンセル料の補填等は一切行いませんので、予めご了承ください。
対象	旅行予約サイト経由の予約の場合、クーポン券を利用したり、予約者が保有するポイントを利用したりして宿泊料金が変わる場合がありますが、どうしたらよいですか。	クーポン券については、お客様ご自身が負担される金額ではないため、クーポン券利用後の金額が税抜6,000円(税込6,600円)以上になっているかを確認してください。 ポイントについては、お客様ご自身が負担されているとみなされるため、ポイント利用前の金額が税抜6,000円(税込6,600円)以上になっているかを確認してください。
	企業の福利厚生制度などで、宿泊予約時点で料金を割引く場合は、割引前と割引後のどちらの料金を基準にしたらよいですか。	福利厚生制度をご利用の場合は、同制度による割引後の金額が税抜6,000円(税込6,600円)以上であれば本キャンペーンの対象となります。
	割引の対象者は誰でしょうか。	県内の登録宿泊施設に宿泊した群馬県民が対象となります。ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象外です。
	予約時にキャンペーンを利用したいとお伝えする必要がありますか。	登録施設によっては、本キャンペーンの対象となるプランを限定している場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。 なお、チェックイン時にキャンペーンを利用することをお申し出いただき、割引を受ける全ての方が群馬県民であることの身分証明書(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)を提示していただければ適用となります。
	いくら以上のプランが対象となりますか。	1人1泊あたり税抜6,000円(税込6,600円)以上の宿泊プランが対象となります。
	施設内で飲食をしたり、お土産を購入して宿泊代金と合わせて1人1泊あたり税抜6,000円(税込6,600円)以上の場合は対象となりますか。	同一施設内の飲食、買い物等であれば対象となります。ただし、宿泊料金と一括清算した場合に限ります。 (例)1人1泊あたり税抜5,500円(税込6,050円)の登録宿泊施設で2泊し、同一施設内で税抜2,000円(税込2,200円)の買い物をした場合、1泊あたりの料金が税抜6,500円(税込7,150円)となるため合計10,000円分の割引(またはキャッシュバック)となります。

項目	質問	回答
	1施設での連泊を検討していますが、何連泊までという上限はありますか。	1施設につき3連泊までが上限となります。登録宿泊施設に3連泊した後に、1日挟んで再度同施設に3連泊した場合も対象となります。
	日帰り入浴、宴会のみの利用は対象となりますか。	対象にはなりません。宿泊代金の発生が条件となります。
	予約段階で精算済みの場合は対象となりますか。	事前決済の場合でも、1人1泊あたり税抜6,000円(税込6,600円)以上の宿泊プランを利用した場合、登録宿泊施設から5,000円/人の割引(またはキャッシュバック)が受けられます。
	クオカード、商品券付きの宿泊プランは対象となりますか。	換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは、料金に関わらず対象外です。
	子どもと一緒に宿泊したいのですが、子ども1名の宿泊料金が1泊あたり税抜6,000円(税込6,600円)未満です。その場合、子どもの宿泊料金は割引とならないのでしょうか。	宿泊料金が減額となる児童等を含むファミリーやグループでの宿泊料金は、全員の合計金額を宿泊人数で割った1人あたりの料金が税抜6,000円(税込6,600円)以上の場合に対象となります。 ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象となりません(※入館料等の宿泊にかかる費用が発生する場合は対象となります)。
	県内の市町村等で同様のキャンペーンを行っているところがありますが、県の制度との併用は可能でしょうか。	併用は可能です(市町村等の割引事業が、他の割引事業との併用を禁止している場合を除きます)。まずは本キャンペーンの割引(キャッシュバック)を適用していただき、割引後の料金を基準に、市町村等割引事業を適用することとします。詳しくは、各市町村等までお問い合わせください。
	Go to トラベル事業との併用は可能でしょうか。	Go to トラベル事業の再開が決定した後、お知らせします。
証明方法	群馬県民であることはどのように証明すればよいでしょうか。	割引を受ける全ての方がチェックイン時に身分証明書(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)を提示していただき、群馬県内のご住所を各登録宿泊施設で確認いたします。
	親に同行する乳幼児も身分証明書の提示は必要ですか。	割引を受ける乳幼児の方は身分証明書の提示をお願いします。保険証、マイナンバーカード等をご用意ください。
精算	当日登録宿泊施設で割引を受け忘れまして。後日精算が可能でしょうか。	原則として当日の精算時の対応となります。